

2018年3月6日

内閣府食品安全委員会事務局総務課内

「平成30年度食品安全委員会運営計画（案）」意見募集担当 御中

## 「平成30年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見

日本生活協同組合連合会

生活協同組合や組合員にとって、食品の安全性は大きな関心事です。消費者は食品の安全やリスクに関する正しい情報を十分に受け取り、それらを理解し、自らの選択・判断に生かす必要があります。この点で、食品安全委員会の行う食品健康影響評価等の情報提供やリスクコミュニケーションは極めて重要です。

以上をふまえ、食品安全委員会の「平成30年度食品安全委員会運営計画（案）」に対し、当会の意見を提出いたします。

### 記

1. 食品添加物に指定された時期が古く安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってください。そのためにはリスク管理機関である厚生労働省と協議を行い、定期的再評価の仕組みや優先順位の設定などの検討をおこなってください。

#### 【第3 食品健康影響評価の実施 3「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施】に関して

食品安全基本法の制定後、食品添加物の指定に関しては、貴委員会が適切にリスク評価を行い、適正に管理されていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性に関する評価が不十分なものが存在します。安全性の根拠に乏しい食品添加物のリスク評価の見直しを迅速に行ってください。また合わせて、新しい科学的知見に基づいた定期的な食品添加物の再評価も必要に応じて行ってください。

欧州食品安全機関（EFSA）は、欧州で現在使用されている食品添加物等の再評価を行っています。日本でも日頃から国内外の情報をもとに、現在流通・販売等されている食品添加物の中から再評価が必要なものを抽出、優先順位品目を設定し、適切に評価するしくみを構築すべきです。リスク管理機関である厚生労働省とも十分に連携し、専門調査会の設置など、再評価実施に向けた施策を進めてください。

2. 整備されていない分野の食品健康影響評価ガイドラインを速やかに作成してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 2評価ガイドラインの策定】に関して

食品健康影響評価を行うため、評価ガイドラインの整理とその公開を進めてください。すでに「微生物」「薬剤耐性菌」「食品添加物」等の評価ガイドラインが策定され、「動物用医薬品」について意見募集が行われています。しかし、「農薬」「飼料添加物」「器具・容器包装」の評価ガイドラインは現在も未策定です。平成30年度計画（案）に示されたアレルギーの評価ガイドラインをはじめ、これらの評価ガイドラインについても早急に策定することを求めます。

3. いわゆる「健康食品」について、「国民の関心の高い事項」として重点化し、昨年に継続して周知や理解促進に取り組んでください。

【第1 平成30年度における委員会の運営の重点事項 (2)重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

近年、特定の成分を濃縮したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しないような形態や摂取方法による健康被害の事例が発生しています。現在、機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」について、商品の種類が増加し、消費者は手軽に購入することができます。一方で、広告が氾らんすることはあっても、消費者がいわゆる「健康食品」のリスクについて学んだり、機能性表示食品制度に関する情報に触れることはほとんどありません。その結果、消費者の理解が十分に進んでいないのが現状です。今後も継続した情報発信や丁寧なリスクコミュニケーションが必要だと考えます。いわゆる「健康食品」を、1. (2) ②に書かれている「国民の関心の高い事項」とし、計画の中に重点として位置づけ、リスクコミュニケーション等を行ってください。

2015年に貴委員会がまとめた「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者が理解しやすい内容であると高く評価します。しかしこのメッセージは、いまだ消費者に十分に活用されていません。様々な媒体や方法を駆使し、報告書の内容をもっと広く社会に知らせてください。報告書には、「『健康食品』は、多くの場合が『健康な成人』を対象にしています。高齢者、子ども、妊婦、病気の人が『健康食品』を摂ることには注意が必要です。」とあります。これら幅広い層の消費者に向けて、地方自治体や消費者団体の協力を得ながら多様なコミュニケーションの場を作ることが必要だと考えます。

4. 消費者が食品のリスクを適切に理解するため、食品のリスクの全体像や各リスク・危害要因を相対的に理解できるめやす(リスクのものさし)の作成を検討してください。

【第1 平成30年度における委員会運営の重点事項 (2)重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

食品添加物や農薬等に対する不安や恐れを強く感じている消費者は多くいます。個々の食品や物質に関するリスクについて、詳しい説明は大切ですが、管理されているリスクであるにもかかわらず、説明によってかえってリスクを強く意識してしまうことがあります。また、そのことによって本来対応すべきリスクへの認識が弱くなったり、社会的にかけべきリスク管理のコストについての判断がアンバランスになる傾向も見られます。貴委員会は食品健康影響評価の専門機関として、種々の物質のリスク評価に日々取り組み、積極的に情報を公開しています。ただ、公開される情報は膨大かつ専門的です。一般消費者にとっては、それらを読み解き、自らの生活に照らして必要な情報を選び取ったり、それらを総合的に理解したりすることは困難です。食に関して、リスクの大きさを総合的に捉えられるような手掛かり、相対的なリスクの大きさや状況による違いを理解する手助けになるめやすが別途必要だと考えます。

すでに米国やオランダ等では、リスクを相対的に比較する試みが行われています。食に関するリスクの比較は様々な手法があり大変難しいと思いますが、消費者の理解を促進するようなリスクコミュニケーションを行うためにも、リスク評価を担当する貴委員会として、リスクを相対的に比較して表しためやす（リスクのものさし）の作成を検討してください。

以上